

聴覚障がい	2~3級
平衡機能障がい	3級
音声・言語機能障がい	該当なし
そしゃく機能障がい	該当なし
上肢機能障がい	1級、2級(1種)
下肢機能障がい	1~4級
体幹機能障がい	1~3級
脳原性運動機能障がい	上肢機能(一上肢のみを除く) 1~2級
	移動機能 1~4級
内部機能障がい(心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫)	1~3級
戦傷病者手帳	上肢機能障がい 下肢機能障がい 内部機能障がい(心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸) 視覚障がい 聴覚障がい 平衡機能障がい 体幹機能障がい
	特別項症から第3項症までの各項症
	特別項症から第4項症までの各項症
	Ⓐ・A
	療育手帳
	精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療費の支給を受けている方)
	小児慢性特定疾病医療受給者証

■ 問合先 神栖警察署 tel 0299-90-0110 神栖市木崎 1203-15

### (13) 福祉車両利用料助成事業

車椅子を使用しなければ移動が困難な方の社会参加を支援するため、福祉車両レンタカー料金の一部を神栖市社会福祉協議会が助成します。通院・外出・旅行など様々な用途にお使いいただけます。助成を受けるには、事前の申請が必要です。身体障害者手帳・介護保険被保険者証などを用意の上、神栖市社会福祉協議会窓口までお越しください。

#### ■ 助成対象

神栖市にお住まいの身体障害(児)者または高齢者で、移動に車椅子を必要とする方の外出に伴う、車椅子昇降装置付きの普通自動車及び軽自動車のレンタカー料金。

※燃料や有料道路、有料駐車場、キャンセル料、その他の費用は対象外です。

※団体・法人が使用する福祉車両利用料金は助成対象となりません。また、個人でも事業に用いる場合は対象外です。

#### ■ 助成額

上記利用料金としてレンタカー業者に支払った額の10分の9を助成  
100円未満の端数がある場合は、切り上げます。

■ 問合先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750  
波崎支所 tel 0479-48-0294 fax 0479-48-1294

### 《障がい者に関するマーク》

国際シンボルマーク (障がい者)		国際シンボルマークは、全ての障がい者が利用できる建築物・施設・公共輸送機関などであることを示す世界共通のマークです。駐車禁止を免れる・障がい者専用駐車場が優先的に使用できる等の証明にはなりません。
身体障害者標識		肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については努力義務となっています。標識をつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は罰せられます。
聴覚障害者標識		「聴覚障害者標識」の表示は、ワイドミラーの装着を条件に取得した者が対象となります。標識を表示した自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。
国際シンボルマーク (盲人)		盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮についてお願いいいたします。
ほじょ犬マーク		身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことと言います。現在では公共の施設や交通機関はもちろん、民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。
耳マーク		聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない、聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてお願いいいたします。
オストメイト		人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。このマークは、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
ハートプラスマーク		「身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能、肝臓)に障がいがある人」を表しています。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてお願いいいたします。
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いいたします。